

○たつの市防犯機能付き電話機購入補助金交付要綱

令和4年4月6日

告示第44号

(目的)

第1条 この告示は、防犯機能を有する電話機（以下「防犯電話機」という。）を購入する高齢者を含む世帯に対し、予算の範囲内で購入に要する費用の一部を補助することにより、特殊詐欺、悪質な電話勧誘販売等（以下「特殊詐欺等」という。）による消費者被害を未然に防止することを目的とする。

(補助対象世帯)

第2条 補助金の交付の対象となる世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 市内に居住し、かつ、住所を有する者が属する世帯
- (2) 満65歳以上の高齢者が属する世帯
- (3) 居住する世帯員全員が市税を滞納していない世帯
- (4) 防犯電話機を設置した住宅に居住している世帯

(補助対象機)

第3条 補助金の交付の対象となる防犯電話機（以下「補助対象機」という。）は、特殊詐欺等を未然に防止することを目的に製造された固定電話機であって、着信前自動警告機能及び自動録音機能を有するものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象機の購入に要する費用（設置費を除く。）とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、1台の補助対象機の購入に要した額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、10,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、1世帯につき1台1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする世帯の世帯員は、防犯機能付き電話機購入補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯電話機の購入に係る領収書（購入店、購入日、購入金額及び品名が確認できるもの）
- (2) 防犯電話機のカタログなど型式の分かるものの写し
- (3) 防犯電話機の設置状況が分かる写真

(交付決定等)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、防犯機能付き電話機購入補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この告示の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(有効期限)

2 この告示は、令和7年1月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和5年2月16日告示第19号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年12月26日告示第98号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年1月22日告示第8号)

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のたつの市防犯機能付き電話機購入補助金交付要綱の規定は、令和5年12月13日以後に購入された防犯電話機について適用し、同日前に購入された防犯電話機については、なお従前の例による。